

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦  
 西宮市監査委員 佐竹令次  
 西宮市監査委員 板戸史朗  
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西宮市監査委員 石原 俊彦様  
同 佐竹 令次様  
同 板戸 史朗様  
同 八木 米太郎様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 市民局            |
| 2 監査結果報告名  | 定期監査結果報告（市民局）  |
| 3 監査結果提出日  | 令和4年2月7日報告監第9号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり         |

定期監査結果報告書に基づく講じた措置  
(令和4年2月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P7

1 概算払の精算手続の遵守

概算払をした場合は、西宮市会計規則に基づき、委託先に精算書の提出を求めるなど、定められた精算の手続きを行われない。

(講じた措置)

概算払いした場合の精算手続については、委託先に精算書の提出を求めるなど、定められた精算手続をするように改善しました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P7

2 適正な備品管理

備品の廃棄手続きがもれた場合、その廃棄処理が実際に行われたのかどうかや、適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、廃棄処理に際しては、その手続きが確実にされるよう、管理体制や手続きを整備されたい。

(講じた措置)

備品の廃棄処理については、令和4年3月末までに備品管理システムに登録されている備品のリストを元に一斉点検を実施し、存否の確認を行いました。

今後は年2回(6月と12月)一斉点検を実施するなど、備品の適正管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P7

3 公文書の修正液の使用禁止等

財産管理事務での鉛筆書きやサービス事務での修正液による訂正が認められないことを、改めて周知徹底されたい。

(講じた措置)

財産管理事務における各種申請書類等への鉛筆書きについては、あらかじめ印字する、もしくはボールペンなどで記載するよう改善しました。

また、修正液による訂正については、使用禁止を周知徹底しました。

ご指摘の内容を含め、引き続き適切な事務処理に努めてまいります。

### 1 地域防犯事業

地域防犯事業では、犯罪の起きにくい社会づくりを推進することで、安全で安心な市民生活の実現を目指している。増加し続ける特殊詐欺に対しても、警察、防犯協会と連携するとともに、市独自で電話機の通話録音装置を貸与するなど、その減少に取り組んできた。しかしながら、通話録音装置の貸与期間は1年間限りであるなど、その効果は限定的であり、決め手となる対策が見出しがたい状況である。こうした中、所管部局では新たな対策の導入に向け、検討を進めているところである。より効果の上がる手法を用いることにより、犯罪の抑止に努められたい。

#### (講じた措置)

地域防犯事業については、特殊詐欺等対策として、令和4年度は65歳以上の市民に対し、特殊詐欺等対策機能を有する機器の購入費の3分の2を補助いたします。補助金額8,000円を上限とし、補助件数400件を予定しております。

これは高齢者を狙った特殊詐欺が依然として多く、被害も多大となっており、犯行では主に固定電話が利用されることから、着信時の警告や自動録音機能を有する電話機等が高齢者世帯に普及させることで被害の防止を図ることを目的としております。

また、当該補助事業は令和5年度以降も犯罪状況や社会情勢等に合わせて改善し、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでまいります。